

聖隷国際教育学会規約

第1章 総 則

第1条（名称）本会は聖隷国際教育学会と称する。

第2条（事務局）本会の事務局は、聖隷クリストファー大学国際教育学部に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）本会は、保育・教育実践に根差した国際教育研究を会員の交流・協力により推進する。それをもって本学ならびに地域の保育・教育実践や国際教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 大会・研究会の開催
2. 他の諸学会・教育機関等との連携及び協力
3. 機関誌・会報・その他刊行物の発行
4. 研究奨励活動
5. その他

第5条（設立年月日）本会の設立年月日は、2023年1月4日とする。

第3章 会 員

第5条（会員）本会は次の会員をもって構成する

1. 本学社会福祉学部こども教育福祉学科の卒業生およびクリストファーこども園・小学校・中学校・高校の教員（学園個人会員）。
2. 本学社会福祉学部こども教育福祉学科および聖隷学園の元教員（一般個人会員）。
3. 本学社会福祉学部こども教育福祉学科・国際教育学部の学生（本学学生会員）。
4. 本学国際教育学部（本学教員会員）。
5. 保育・教育実践または国際教育研究にかかわるもの（一般個人会員・法人会員）。
6. その他、本会の目的に適うもの（適宜検討）。

第6条（入退会）

1. 会員になろうとするものは、会費を添えて所定の入会手続きを行ったうえで、運営委員会の承認を得る必要がある。
2. 会員は、運営委員会に通告して退会することができる。一方で、会費を3年間納付しなかったものは、退会したものとのみなす。なお、会期の途中で退会したのものについては、会費は返却しない。

第4章 組 織

第7条（役員）本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 運営委員 若干名
4. 監事 2名

第8条（役員を選出）役員は、本会員のなかから総会において選任する。

第9条（役員の任期）役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。なお、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（役員の仕事）役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長 本会を代表する。総会を招集し、運営委員会を主宰する。
2. 副会長 会長を補佐し、運営委員長に事故のあるときは会長職を代行する。
3. 運営委員 会の運営に参画し、会務を執行する。
4. 監事 会計および会務執行状況を監査する。

第11条（機関）本会の事業を推進するために次の機関を置く。

1. 総会 本会の最高議決機関であり、本会の事業および運営に関する重要事項（役員を選出、事業計画の承認、予算決算の承認等）を審議し決定する。毎年1回開催する。ただし会長が必要を認めるか、会員の三分の一以上の請求があるときは、臨時総会を開催することができる。総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、緊急を要する場合は運営委員会をもって決定する。
2. 運営委員会 会長、副会長、運営委員によって構成され、本会の運営を担う。必要に応じて会長が招集する。
3. 大会実行委員会 大会の開催に向けて準備を担う。運営委員会が委嘱する。

第12条（事務局員）本会に必要な事務を行う。運営委員会が委嘱する。

第5章 会 計

第13条（経費）本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入によりまかなう。

第14条（会費）会費は年会費とし、次の金額を徴収する。

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 学園個人会員 | 2,000円 |
| 2. 一般個人会員 | 3,000円 |
| 3. 本学学生会員 | 500円 |
| 4. 法人会員 | 10,000円 |
| 5. 本学教員会員 | 8,000円 |

6. 名誉会員

—

第 15 条（予算及び決算）本会の予算は、運営委員会の議決を経たうえで総会の承認を経て決定する。

第 16 条（会計年度）本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 17 条（会計監査）運営委員会は毎年度会計監査を受けたうえで、これを総会で報告して承認を得なければならない。

第 6 章 学 会 誌

第 18 条（学会誌）編集委員をもうける。運営委員会が選任し委嘱する。

第 7 章 会則改正

第 19 条（会則改正）会則改正は総会出席者の過半数の賛成による。

附 則

1. この規約は 2023 年 1 月 4 日より施行する。